

【仕様書に対する質問及び回答】

開札予定日時：令和3年8月5日（木）10時00分

調達件名：手稲区総合庁舎で使用する電力

受付日	質問	回答
7月19日	契約単価積算内訳書の基本料金について、こちらは小数点第3位以下の端数が発生する可能性がございます。 小数点第3位以下の端数処理について指定があれば教えてください。	指定はありません。
	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	令和4年度中に受変電設備等の改修工事を予定しています。 具体的な工事内容及び時期は未定です。
	一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。	契約書第12条（事情変更）により協議することができます。
	請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。	今年度より札幌市入札参加資格者情報に登録されている口座に支払う場合のみ、請求書への押印が省略可能となりました。この場合においてのみ、請求の都度、ダウンロード箇所を指定する電子メールを送信していただくことで対応が可能です。なお、電子メールの受信日を請求年月日とし、その日から30日以内にお支払いすることとなります（契約書第11条第4項）。
	検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております。その旨ご了承頂けますか。	請求書内訳への記載で問題ありません。
	（権利義務の譲渡等）条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。 『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』	本市において、電力契約（単価契約）は当該自由における債権譲渡の承諾の対象外としているため、権利義務の譲渡等について、条文を追加もしくは変更することはできません。
	計量日に関する条文を以下に変更または追加頂くことは可能でしょうか。 『計量は毎月1日午前0：00に行う。』	「検査に必要な事項は、発注者と受注者が協議のうえ、これを定める」旨を契約書第9条第3項に規定しておりますので、本件に関する条文の追加・変更等はできません。
契約書の提出および契約締結期限はございますか。期限について協議可能でしょうか。	契約は契約期間開始前までに締結する必要があります。具体的な期限は定めておりませんが、入札説明書6(7)アに記載のとおり、落札者の決定後、遅滞なく契約書を取り交わすこととなりますので、落札後にご相談ください。	

	<p>契約保証金免除について、規則によると「競争入札の参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」とございますが、</p> <p>① 規模とは何を指しますか。予定使用電力ででしょうか。</p> <p>② 上記証明の為に追加提出物がありますか。提出物がある場合、いつ、どのような形で提出しますか。</p> <p>③ 過去2年間とはいつから数えて過去2年間を指しますか。 (例：入札日より数えて過去2年、過去2年度の間、等) 上記の過去2年間に供給終了日が入っている契約という認識で宜しいでしょうか。</p> <p>④ 提出物が契約書の写しの場合、機密保持の為に一部黒塗りは可能でしょうか。(単価部分や単価が計算できる契約電力、使用電力量、契約総額のうちどれか一つを黒塗り等)</p> <p>⑤ 提出物が契約書の写しの場合、契約書に総額を記載している需要家様が少ないのですが、その場合は使用電力量での確認、若しくは契約書に総額を手書き可などのご対応で確認頂くことはできますでしょうか。若しくは、契約書以外に何か提出することになりますでしょうか。</p>	<p>原則、契約保証金は納付いただきます。</p> <p>契約保証金の免除については、落札後に契約書の写し等をご提出いただき、使用電力量等で判断します。</p> <p>提出書類の黒塗りの可否については個別に判断しますので、落札後にご相談ください。</p> <p>また、「過去2年間」とは、開札日時点において電力供給完了日から2年以内であることを指します。</p>
7月20日	<p>各施設の現在の電力供給会社を教えてください。</p> <p>各施設について、自動検針装置はついていますか。</p> <p>各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力を(kw)をご教示ください。</p> <p>入札書に記載する日付は作成日でよいでしょうか。</p> <p>入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか(力率割引を考慮する)</p> <p>ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行することが出来ません。ご了承いただけますか?</p> <p>弊社の請求書は、原則、翌月10日迄にWebサイト上で開示、15日迄に原本の到着とし、請求書受領後30日以内(翌々月15日迄)に振込となります。 なお年度末でも同様の対応となりますが、ご了承いただけますか。</p> <p>契約期間中に建替や増築、引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定はありますでしょうか。</p> <p>落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく最新請求書1ヵ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。</p> <p>契約保証金は入札保証金と同様「全額免除」と考えてよろしいでしょうか。また実績の提出など別途免除申請等は必要でしょうか。</p>	<p>株式会社ホープです。</p> <p>自動検針装置はあります。</p> <p>自家発補給電力の契約はありません。</p> <p>作成日を記入してください。</p> <p>仕様書2(10)アのとおり、入札価格の算定にあたっては、力率を100%としてください。</p> <p>施設内に入居している企業等がありますが、請求書は1枚にまとめていただいて構いません。</p> <p>契約書第11条第4項の条文どおり、「請求を受けた日から30日以内」にお支払いすることとなります。</p> <p>令和4年度中に受変電設備等の改修工事を予定しています。具体的な工事内容及び時期は未定です。</p> <p>可能です。</p> <p>原則、契約保証金は納付いただきます。契約保証金の免除については、落札後に契約書の写し等をご提出いただき、使用電力量等で判断します。</p>
7月21日	<p>契約保証金に関しまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同規模の実績を証明をもって免除になると記載がございますが、契約電力及び予定使用量をもって同規模と判断される認識でよろしいでしょうか。 ・また、一部黒塗りがされている契約書の写しの提出でもよろしいでしょうか。 ・実績を証明するための契約書などの写しは、入札書及び証明書類と一緒に提出してもよろしいでしょうか。 	<p>原則、契約保証金は納付いただきます。契約保証金の免除については、落札後に契約書の写し等をご提出いただき、使用電力量等で判断します。提出書類の黒塗りの可否については個別に判断しますので、落札後にご相談ください。</p>

7月21日	自家発補給電力契約が必要な場合は、その契約電力を教えてください。	自家発補給電力の契約はありません。
	弊社では蓄熱調整契約等の付帯契約はございませんがよろしいでしょうか。	構いません。
	供給期間あるいはその前後において、電気の契約に影響するような工事の予定があれば教えてください。	令和4年度中に受変電設備等の改修工事を予定しています。具体的な工事内容及び時期は未定です。
	弊社は代表者変更を理由とした入札参加資格者名簿の変更届を提出しており現在審査中となっておりますが、入札書等は新代表の記名にて作成してもよろしいでしょうか。	入札日における代表者氏名を記入してください。変更の届出を入札前に提出済みであれば、入札日時点で本市の審査が完了していても有効な入札と判断します。